

藤沢市商業振興条例及び地方自治法施行令第152条第1項第3号の
法人を定める条例の一部改正について

藤沢市商業振興条例及び地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定め
る条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市商業振興条例及び地方自治法施行令第152条第1項第3号の
法人を定める条例の一部を改正する条例

（藤沢市商業振興条例の一部改正）

第1条 藤沢市商業振興条例（平成19年藤沢市条例第29号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条第1号中「財団法人湘南産業振興財団」を「公益財団法人湘南産業振興
財団」に改める。

（地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例の一部改正）

第2条 地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例（平成24
年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

「財団法人湘南産業振興財団」を「公益財団法人湘南産業振興財団」に改める。

附 則

この条例は、公益財団法人湘南産業振興財団の設立の登記のあった日から施行す
る。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において規定している財団法人が公益財団法人に移行することに伴い、所要の改正をする必要による。